元町公園の保全及び旧元町小学校の有効活用検討会議設置要綱

25 文企企第 194 号平成 25 年 11 月 5 日区長決定 26 文企企第 47 号平成 26 年 5 月 12 日部長決定

(趣旨)

第1条 文京区立元町公園(以下「元町公園」という。)の保全及び旧元町小学校の有効活用について、歴史性、防災性、景観、公共施設の高度利用その他の専門的見地から検討するため、元町公園の保全及び旧元町小学校の有効活用検討会議(以下「会議」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

- 第2条 会議は、次に掲げる事項を検討し、その結果を区長に提言する。
 - (1) 元町公園の保全に関すること。
 - (2) 旧元町小学校の有効活用に関すること。
 - (3) その他区長が必要があると認めた事項

(組織)

- 第3条 会議は、学識経験者のうちから区長が委嘱する委員4人以内をもって組織する。 (任期)
- 第4条 委員の任期は、前条の規定により委嘱された日から第2条の規定による提言を行う日までとする。

(座長及び座長代理)

- 第5条 会議に座長及び座長代理各1人を置く。
- 2 座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 座長代理は、委員のうちから座長が指名する。
- 5 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。 (幹事)
- 第6条 会議に幹事を置く。
- 2 幹事は、企画政策部長の職にある者とする。 (運営)
- 第7条 会議は、座長が招集する。
- 2 座長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて説明を求め、 又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、企画政策部企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。